九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ミシェル・ヴィレイ「法哲学」「現代法思想の批判」

水波, 朗
九州大学法学部教授

https://doi.org/10.15017/1728

出版情報：法政研究. 44 (1), pp.58-66, 1977-08-30. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

書評

ミシェル・ヴィレイ「法哲学」

Michel Villey, Philosophie du droit—définition et fins du droit—, 1975, 242 p., Paris, Dalloz.

「現代法思想の批判」

Critique de la pensée juridique moderne (douze autres essais), 1975, 275 p., Paris, Dalloz.

水波朗

この二つの著作の著者ミシェル・ヴィレイは、パリ大学の法思想史の教授で、今日のアリストテレス＝聖トマス主義の法哲学を代表する一人である。同教授は十数年来国際的な法哲学雑誌 Archives de Philosophie du Droit の編集者で、同誌は教授の努力で大いに発展を遂げ、近年は年を追うて部厚なものとなってきている。昭和四三年には日仏文化交流使節として来日し、九大の法学部で行った講演の草稿からの筆者による邦訳は、本誌第三五巻第三号に「自然法の最古および最新の概念」と題して収められている。

ヴィレイ教授の今日までの諸著作のうちでよく知られているのは、Leçons d'histoire de la philosophie du droit, 2 éd., 1962, Dalloz および Le droit romain, coll.: Que sais-je? 2 éd., 1949, Presses Universitaire 〔邦訳あり——田中・赤井訳「ローマ法」クセジュ文庫、白水社〕であるが、筆者の観るところもっとも重視すべき著作は、中世末から一八世紀にかけての法思想の根本的変遷を綿密に跡付ける一九六一年以降のパリ大学での講義を、逐年纏めて謄写版刷で出して行った大著 La Formation de la pensée juridique moderne, 4 éd., 1975, Montchretien である。

多年の博捜を経て、法思想史的学識の実力に充ち溢れた著者

が、初めて、極めて体系的なその独創的な法思想を展開したのが、ここに紹介する二つの新著である。ヴィレイのこの独創性は、ヨーロッパでも日本でも、一般の法律家達にとって次の二重の意味で驚きであろう。一つにはトマス主義特有の伝統的存在論のオプティクによってすっかり見直された法思想史が端的にのべられていることであり、他は法は「行為規範の総体」ではなく実在するある「社会的関係の現実」である、というトマス主義者の間では稀な特異なテーゼを、大胆に徹底して打ち出していることである。

＊

この二冊の新著のいずれを先に読むか、となれば、「法哲学」の方であろう。この書はダローズ社の「要論」シリーズの一巻として出た小型本の教科書で、文章は平易で生彩に満ちているが、著書の右の独創的な主張を裏打ちする典拠の指示も綿密で、けっして軽い書物ではない。

本書は、「法哲学の存在理由、本性および方法」と題した序論に続いて、第一部「法の目的としての正義について」、第二部「法目的のその他の概念」、から成っている。序論では著者は、今日の法学が時事性や効用性のみをなぜ求めるにいたったかを尋ねて、その答えを、近代法思想史の観念論的、歴史主義的、実証主義的、実践至上主義的（マルクス主義）傾向に、要するに特殊的なものに自己の研究対象を限定することによってのみ発展する諸科学を、哲学に優位せしめる科学主義にその原因をみ、反対に各科学の限界を自ら定める普遍的な学、すなわち哲学こそ諸科学に優位すべきこと、法哲学もこの意味で時事性や効用性が問題にならぬ法の固有独自の永続的・普遍的本質を問うべきこと、そうした意味での真の法哲学の創始者はアリストテレスであることをいう。

本書の第一部第一章、第二章はこのアリストテレスにおける法律学の真の対象すわなち dikaion の意味での正義を詳細に分析し、第三章はローマの法律家によるこの概念の継承、第二部第一章の第三節は聖トマスによるその再興を論じている。これらの部分がヴィレイ教授自身の確信する法概念を積極的にのべたもので、第二部の他の部分は挙げて、キリスト教的古代・中世および近代法思想における「行為規範」中心の法概念への手厳しい批判を行うものである。この批判の部分は（より体系的にとはいえぬが）より詳しくはもう一つの著作「近代法思想の批判」にのべられているので、その方の紹介に譲り、ここではヴィレイの法思想の積極的核心のみをのべる。

ヴィレイ教授はいう。アリストテレスは「正義」について、一般的正義 dikaiosunê および特殊的正義 dikaion の区別を樹てた。前者は神、自然（コスモス）、人の何であれ誰かが樹てた「行為の規範」に合致して行為することであり、これは道徳の世界に属し、こうした行為の行い手は義人（正しい人）で

ある。これにたいし後者は、組織された集団生活のなかにおいて「各人ニ各人ノモノヲ帰ス」こと、「各人ノモノ」を分配することにかかわる正義であって、この分配こそが法の本質（形相）であり、「各人ノモノ」という人間存在の外にあり人間により持たれる「外的事物」がその素材（質料）であり、この分配を自己の職務とする「正しい」者は裁判官 dikastês である。法学にとって重要なのは、この後者の正義であり、これのみが道徳とは区別された「法的なもの」の独自・自律の世界を構成する。

正しい者が或は男性であり或は女性でありうる前者の道徳的「正義」とは違って、後者の正義＝「法」dikaion は文法的に中性でいわれるところにギリシャ人の正確な感覚がある、と著者はいう。それはそのものとしては「外的事物」が人間の社会的・国家的な関係として示す或るあり方であり、ひとはこの外的事物のなかに適確に各人に属して過不足のない中庸 ison を、直証的ヴィジョンで見抜く。それは前者の正義と違って、直接誰かの人にかかわらない中性的な現実在 realité である。「法」はこの種の「正義」である。

したがってここでは、道徳においてのようになにかの行為を命令する命題としての規範、掟は問題にならない。法の命題は、現実在としての法＝正義をありのままに弁証法（対話、討議）をことに用いて発見し、平叙法でのべるべきものである。国家の法規や慣習は、裁判官が各人のものの正しい配分の中庸（メソン）をはかる際の一つの素材であって、裁判官に何かを命じたりはしない。また行為規範が問題になるのは、すでに裁判官が法的思慮を果たし終えて下した判決を執行する段階においてであって、この執行は「法的なもの」とは区別された政治的なものの領域に入るもの、それは政治家の仕事である。しかし他方で、この種の正義（ディカイオン）＝法を告げる裁判官は、社会的分業が存する組織された集団の状態、ことに国家においてしか存在しないから、法的なこの特殊的正義は、「政治的正義」dikaion politikôn とも呼ばれる。

最後に当為を、道徳を、そして法をア・プリオリーな純粋理性の命法の側に追いやる反面、存在の側に当為の余地を余さぬ二元主義に慣れた今日の法学者には分り難いが、アリストテレスでは、正義＝法のこの外的事物がそのうちに価値を蔵していて、そのメソンを正しく見分け行動することが一つの徳目即ち公正の徳たるかぎりでは、勇気、節制などと並ぶ道徳的な何かである。しかし道徳へのこの連繋にもかかわらず、道徳一般の正義と法のこの特殊的正義とは、アリストテレスによってはっきり区別すべきものとされていた。

古典的ローマ法学者はアリストテレスに極めて忠実であったと推測されるが、キケロには法＝行為規範として法と道徳一般とを混同させたストアの影響が混入するかぎりで、その法 jus の語は上述二義の正義の間で動揺的である。ローマ法の一大集成 Corpus juris civilis は雑多な後世の編集物でいっそうの

混同を犯しているが、注意深い研究によって、それでも決定的な資料では充分に、法学者達が特殊的正義という法的現実の自律性を知っていたことが、見分けられる。そもそも法学 ars iurisconsulis は、この自律性の認識に基くかれらの偉大な発明である。

そして最後に、一三世紀の聖トマスは一方では「行為の規範」の正義の世界を、つまり聖書的・律法的・キリスト教的道徳規範の価値を充分尊重しながら、それとは独立した自律的な世俗的法の世界、「法的なもの」の固有領域を、アリストテレス的法概念を再興させつつ、確保した。

＊

では次に、「現代法思想の批判」の書に移ろう。本書に収められた十二の論文は、そのままの順序で次の四つのグループに括られよう。(1) 最初の四篇は総論にあたり、右にのべた著者固有の法概念とそれによる独創の法思想史観とを、これとは反対の「行為規範」的法概念のキリスト教的起源を吟味しつつ改めて展開する。(2) 第二のグループは本書の中心をなす四篇の論文で、近代法思想の代表者ボダン、バーク、カント、マルクスおよびマルクス主義を吟味し論評する。(3) 第三のグループは問題史的に、所有権および義務観念の近代的歪みを批判する。(4) 第四のグループは、結論的な二つの論文から成る。

先ず第一のグループからみよう。第一論文と第二論文とは、それぞれ Torah-Dikaion (1), (2)となっていて、共通の標題をもっている。第一論文では旧約聖書における律法 Torah が神示の道徳規範であることを吟味した後、法律実務にはまったく無縁な僧院生活を送っていた教会教父達が、このトーラや新約の愛の掟、つまりは人間の行為を指導する規範としての道徳法のみを「法」と考えたことをいう。アウグスチヌスの頃神学がローマ法学と接触した時にも、「神国論」でのべられているように、正義とは神に「その値するものを返すこと」であり、そして、それは神の示した十戒その他の真の道徳法に服従することであった。「法律的アウグスチヌス主義」が、ここに始まるのである。こうしてローマ法の「正義」jus は、キリスト教的な lex に、Torah に、道徳一般の「正義」に呑み込まれた。

続いて第二論文はいう。jus を Torah 化するこの伝統はスペインのスコラ学派（第二スコラ学派 Seconde Scholastique とも呼ばれる。ヴィトリア、スアレス、ソトー等）に引き継がれる。ただしこの学派では、道徳の一般論よりも、国王や植民者の具体的な行為を指導すべきカズイスティクが重視されること、又名目論的、したがって個人主義的傾向が加わってきていることにおいて、従来のキリスト教神学者と異なる差はあるが、「法（ユス）」を行為規範、lex ととり代えた点では同じである。そして今日ではよく知られているように一七世紀においてヨーロッパの一般的教養を形成したこのスペイン的スコラ学が、一七、八世紀の啓蒙期自然法に大きな影響を与え、（名目論、個

人主義、合理主義を伴いつつ）ホッブス、ライプニッツ、グローチウス、プーフェンドルフ、ヴォルフを経て、カント、フィヒテ、ヘーゲルのドイツ観念論の頂点においてもみられる特殊的正義＝jus の忘却を生ぜしめた。カントの影響下に歴史法学もパンデクテン法学も存し、オースチン、ケルゼンの法実証主義もあって、今日の法律家がほとんどすべて法とは「行為規範の総体」と考え誤る事態を招来せしめたのである。

第三の論文「法における平叙法」は、法は行為規範（ドロワ）であって法命題は命令法で行為を命ずるもの、したがって法学においては義務論的論理学が重要であるとする論理学者 Kalinowski および Gardies を、パリ大学の法哲学研究室に招いて、これに反対するヴィレイ教授と三人で討議し、後には「法哲学雑誌」第一七巻に dialogue à trois vois と題して収められたもののうち、ヴィレイ教授の提題を再録したものである。教授はローマ法から具体的な事例を種々引用しながら、例えば「物Aが人Bに属する」というローマの法律家の判定は、命令法ではのべられていないことをいう。ローマ法では、アリストテレスと同じく、それ自体としてはけっして数学的一義性をもっては語られえない蓋然的なものの認識（人間の社会関係のうちにある正義＝法の認識は何時もそうしたものである）には、弁証的方法、対話法がもっとも適合的な認識方法であると考えられていた。原告、被告がそれぞれ対立した一面的な観点から「法」を概念化し、その間にあって裁判官が一応の裁定を下す、というのはそうした方法であって、ここで有効な論理学はアリストテレスのトピカの論理、つまり弁証法であって、義務論的論理学ではない、と教授はいう。平叙法による法発見の討議 discours があり、判決が平叙法でのべられた後に、それを執行する段階で命令法が問題になるのであるから、法を行為規範であるというのは、法にとって偶然的・非本質的なものを本質的なものであると倒錯させる誤りに陥るのみでなく、それは法律家に自らの任ではない余計な負担を負わせることになる。さらにそうした法観念の下にあっては、もっとも巧みな義務論的論理を操作して不正を演繹しかねない。又それは、法と同一視された法規を正当化する根拠をカント的定言命法や人民の契約、主権者の意思といった実在に根ざさぬ不確かで主観的なものに求めさせることを通じて、法の権威を喪失させることを招く。

第四論文「新修辞学と自然法」。――上述のカリノウスキの徒とは反対に、ヴィレイと同じ方向でアリストテレスの弁証法を法学に導入しようとする論理学者には Perelman や Vieweg がいるが、このペレルマンの学派は今日新修辞学派 Nouvelle rhétorique あるいはブルッセル学派と呼ばれている。この学派の拠点である「ブルッセル論理学センター」にヴィレイ教授が招待されての研究報告論文がこれである。教授はこの学派の立場に基本的に大いに賛意を表しつつも、ペレルマンが弁証法を実践の領域のものとすることに反対して、ローマ法上の実例に即し、むしろ理論的認識の領域に属するものであることを立証

しようとする。そしてこうした弁証法をもって解明すべきものは、法を行為法則とする今日の「法の一般理論」ではなく、アリストテレス＝ローマ法学者＝聖トマス的意味での「自然法」、つまり「事物の本性（自然）」に適合して発見される「法」である、という。

＊

では第二のグループに入ろう。これがこの現代法思想批判の書の眼目である。第一番目には、ボダンがひき出される。ボダンの法および国家理論は、ヴィレイ教授によれば、「調和的正義」を説いたところにその核心があるが、この調和的正義がデカルト以後の数学的自然科学の影響の下に（遡ればプラトン＝ピタゴラス派に到る）数の神秘学に堕した形において語られるため、ギリシャ・ローマ的意味での harmonia（アリストテレス的「正義」＝法 dikaion）の堕落形態、そのカリカチュアとなったと鋭く批判する。これにたいし、いっそう正しくアリストテレス的意味でのハルモニア（調和）を、近代ではE・バークが一八世紀に表現しているというのが第二番目の論文「バークの法思想」である。ことにバークについての研究が最近急速に進歩した米国の諸文献に依拠して、このことを述べている。

しかし第二のグループのうちでことに重要なのは、その第三、第四番目の論文、つまり本書全体では第七論文にあたる「カントの法理論」および第八論文にあたるマルクスとその徒を扱ったものである。

第七論文は、カントの Metaphysik der Sitten の前半 Rechtslehre の Philonenko による仏訳 Doctrine du droit, 1971, Vrin への長い序文として書かれたもの、しかも通常の序文と異なってそれに序文を寄せた当の書物自体を痛烈に批判したものである。著者は、カントがいかに jus ではなく lex を法と考える（考え謬る）今日の「法の一般理論」に決定的に影響しているかを学説史的に検討した後に、(1) カントの法実務への無知、(2) 実在から離れた妥当の世界に法を追いやり、これを純粋理性のア・プリオリーな定言命法の下におく その主観主義、(3) 社会契約論を媒介して結局国家の主権者の意思に法の源をみる法実証主義への途を開いたこと、等の点で批判する。ことに著者が、カントの私法論がみせかけの引用をするローマ法上のもろもろの概念（例えば 始原的占有による所有権の獲得、所有権を物権の典型とすること、契約に対人的権利を基礎づけること、主体の自由とか能力とか 定義される権利そのもの、物権的な対人権など）が、ローマ法に実はない虚妄なものであることを論ずるところは、興味深い。

第八論文は「西欧現代の法哲学および社会主義世界のマルクス主義の綜観」と題しているが、中心はマルクスそのものを論ずるところにある。論文の前半では、法律に通暁していたマルクスが学びそしてそれに透徹した攻撃を加えたブルジョワ法学、つまりカント、フィヒテ、ヘーゲルの主観主義法理論とそ

の影響下にあるザヴィニーらの歴史法学や一般法学、さらにはこれらの法学の系譜を遡ってスペインのスコラ学派の法理論や（法律的アウグスチヌス主義を承ける）ルッター、カルヴィン、さらにはルネッサンス期の復興されたストア的法思想を概観した後に、法規を超えて実在的な配分的正義（それは特殊的正義＝法の一部である）を追及し問題とする点では、マルクスはむしろアリストテレス伝来の伝統的法観、法存在論に近く、その故にこそそのブルジョワ法学批判が透徹したものでありえたことを示す。この論文の後半では、しかし残念ながら今日の東欧諸国の社会主義的法哲学の諸流派は、（パシュカーニスを例外として）ヴシンスキーとその徒の「法と国家の一般理論」が示すように、lex＝jus とする国家主義、規範主義、法実証主義に転じてマルクスの批判した当のブルジョワ法学に近似してしまっている、とヴィレイ教授はいうのである。ただ、西欧の法学も、フッサール、シェラー、ハルトマン、ハイデッガー、ヤスパースの哲学、アリストテレス＝聖トマス学派のレアリスム（ジルソン）など、存在論に向う哲学の傾向を反映していること、若干のネオ・トミストの法存在論が、マルクスと同じく「全体的存在の統一」（p. 184）のうちに「法（ドロワ）」をおき直し始めていることなどから推して、東欧のマルクス主義者が祖師マルクスの法観念に再び忠実になるかぎりで、真の意味の東西の接近が生ずる徴はある、とつけ加えて主張している。

＊

第三のグループは、ローマ法に即して著者の法概念を積極的に基礎づける二つの論文から成っている。一つは「所有権の概念について」と題していて、まず第一に所有権の本質を吟味し、近代的な所有権の内容規定 jura utendi, fruendi, abutendi（使用、収益、処分の諸権利）が意味している個人意思に由来した物への人の絶対的支配やその永久性といったことを、ローマ法の proprietas は含意せず、例えば市民Aが奴隷Bを所有するというのは、社会的に生きる他の市民達との相互関係を中心とした概念で、奴隷への家父の「支配」を意味していないことをいう。第二には所有権の淵源についても、近代的所有権のような、自然状態での先取（グローチウス）や労働（ロック）に由来する個人主義的独立性を、ローマ法のそれはもたず、また人間主体の「完成」の条件としての所有権（自然法学派の主張）も、ローマ法は知らないという。さらに第三には、所有権の適用の範囲においても、近代の自然法学派 jusnaturalisme のように所有権の不当な拡張をなして、自己自身への所有権とか、「集合的」所有権、「公的」所有権などといった自己矛盾した概念を語ることは、ローマ時代の法律家の与り知らぬところである。ローマ法においての proprietas は、厳格な意味では今日の虚有権にあたるものの「客体」をいうもので、その usus（使用）ではなくして単にその管理が中心概念であり、聖

トマスは神学大全（IIa IIae, qu. 66, art. 2）で、これを忠実に継承している等々と、種々典拠を挙げて説くのである。

このグループの第二の論文、すなわち第一〇論文「政治的義務の変容」は、政治的義務 obligation politique が今日では人間の行為への拘束を意味するのにたいし、ローマ法的概念では役務の給付に人が拘束されることを、厳格に法律的な概念としていうものであった。これが一般的な「義務」devoir の意味へと不当に拡張されたのは、ギリシャ・ローマ人も知っていた「道徳的なもの」と「法的なもの」との区別を無視して、漠たる意味で obligation をいう過去一切の lex＝jus の法思想的系譜の謬りの帰結である、と論じている。

＊

結論のグループの第一一論文「法の一般理論と法哲学」は、今日「法の一般理論」と「法哲学」とは同じ実質のもので、lex＝jus とする点で変りない。しかし存在論へと向う真正の哲学こそが、古典的 jus を恢復させるであろう、との展望を示す。これは諸科学の綜合を目指すフランスの「綜合研究国際センター」の「第二九回綜合週間」の集会でのべられた報告で、同センターの刊行物 Le droit, les sciences humaines et la philosophie, Paris, Vrin, 1971 にも同文のものが収められている。但しそちらの方にはヴィレイ教授の報告の後の質疑応答も記録されていて、そのなかでヴィレイ教授の意味での実在としての jus でも、その背後に価値的なもの、それを指示する lex（この場合 lex naturalis）を予想しないわけにはゆかぬことをいう Mme Virieux-Reymond の鋭い指摘がみられたりして、興味深い。

最後の論文は「政治と法」と題されているが、これは一種の「対話篇」で、ヴィレイ教授のいう弁証法、対話法を実例で示すものである。パリ大学に新設の法学部が設けられるために創設準備の（関係各方面を代表する代表者より成る）集会がもたれることに仮託して、ことに法と政治との関係についての教授の考えを展開している。法は政治の一部であるが、両者はそれぞれに自律的なもので、ともに市民の（アリストテレス的意味での）「よい生活」（著者によればそれは「共同善」のような漠たるものではない）に奉仕することである、という。ここでは今日の法学界の通説的法観を代表する Prof. Livic-Tiord (Droit civil), Prof. Lanoitan-Retni（〔Droit〕 international）などとともに、大学食堂のコック長 M. Essegas (sagesse 叡智) も、外国人教授 Prof. Tnak (Kant), Prof. Etotsira (Aristote), Prof. Samoth (Thomas) も登場する奇智溢れたもので、討議の最後では、当然、Prof. Etotsira がその指導権を握る。

本稿はヴィレイ教授の近著の紹介を主としていて、これにたいする私の批判をのべることは避けた。近日中に、ヴィレイ教

授の法思想を全体的に分析し論評する論文を公けにする積りなので、すべてはそちらに譲りたい。